

岩 崎 台 区 防 災 会 要 綱

平成16年4月1日制定
平成28年4月1日第7次改定

(名 称)

第1条 この防災会組織の名称は、岩崎台区防災会（以下「防災会」と略す）称する。

(目 的)

第2条 防災会は、災害対策基本法および地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行ない、災害時の区民の被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(設 置)

第3条 本会の事務局はコミュニティー岩崎台に置く。

(構 成)

第4条 防災会は、4つの地区防災会と4つの班により構成する。

(活 動)

第5条 防災会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

1. 防災に関する知識の普及に関すること。
2. 災害発生時における情報収集、伝達。
3. 救出、救護、避難誘導、応急手当に関すること。
4. 防災訓練の実施に関すること。
5. 防災資材の備蓄に関すること。

(役 員)

第6条 区防災会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
地区防災会会長（各班長兼務）	4名
地区防災会副会長	4名
地区防災会会計	4名
地区防災会書記	4名

- ・ 防災会会長は防災会を代表し、区長がその任にあたる。
- ・ 副会長は副区長がその任にあたり、会長に事故ある時はその代理を務める。
- ・ 各班長は各地区自治会会長（各防災会会長兼務）がその任につく。

(防災会議)

第7条 防災会議は次の役員で構成する。

会長	1名
副会長	1名
地区防災会会長（各班長兼務）	4名
地区防災会副会長・会計・書記	12名

- ・ 防災会議の議長は、副会長が務める。
- ・ 防災会議は本会の運営に必要な案件を審議決定する。
- ・ 防災会議は原則として年4回召集する。会長は臨時防災会議を召集できる。

(地区防災会)

第8条 各地区防災会は次の役員で構成する。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
書記	1名
顧問	1名

- ・ 会長は地区自治会会長がその任につく。
- ・ 副会長は地区自治会副会長がその任につく。
- ・ 会計は地区自治会会計がその任につく。
- ・ 書記は地区自治会書記がその任につく。
- ・ 顧問は地区自治会顧問がその任につく。
- ・ 地区防災会の救出救護班、避難誘導班、物資管理班、情報広報班は各地区自治会組長がその任につく。

(役員任期)

第9条 各役員任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、再任は妨げない。

(活動補助金の支給)

第10条 活動補助金は、次のように一事業年度を単位として支給する。

・ 防災会長	10,000円
・ 防災会副会長	10,000円
・ 地区防災会会長 (各班長)	5,000円
・ 地区防災会副会長・会計・書記	3,000円

(災害対策本部の設置)

第11条 会長は必要に応じて、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、区防災会役員、民生児童委員、主任児童委員、少年防犯活動推進委員、更生保護女性会、熟年友の会により構成される。
災害対策本部長は、防災会会長が兼務する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。
平成22年4月1日一部改訂する。
平成23年4月1日一部改訂する。
平成24年4月1日一部改訂する。
平成25年3月9日一部改訂する。
平成25年6月15日一部改訂する。
平成27年4月1日一部改正する。
平成28年4月1日一部改正する。